

軽自動車税（種別割）の減免

減免となる身体障害者等の範囲

1. 身体障害者手帳の交付を受けている者		2. 戦傷病者手帳の交付を受けている者	
障害の区分	障害の級別	障害の区分	障害の程度
視覚障害	1級～3級、4級の1	視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	2級、3級	聴覚障害	
平衡機能障害	3級	平衡機能障害	
音声機能障害又は言語機能障害	3級（喉頭摘出に係るものに限る）	音声機能障害又は言語機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出に係るものに限る）
上肢不自由	1級、2級	上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	1級～6級	下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	1級～3級、5級	体幹不自由	
心臓機能障害	1級、3級、4級	心臓機能障害	特別項症から第5項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう機能障害			
直腸機能障害			
小腸機能障害			
肝臓機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	※ 視覚障害の4級の1は視力障害であり、4級の2は視野狭さをいう。	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級、2級		
	移動機能 1級～6級		

3. 療育手帳の交付を受けている者

- (1) ㉠（㉠の1、㉠の2）またはAの1の者
- (2) Aの2で音声若しくは言語または上肢の機能障害があり身体障害者手帳に「3級」と記載されている者

4. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の障害者手帳の交付を受けている者（1級）

問合せ

富津市役所 課税課 市民税係

TEL 0439-80-1241